

奈良県食肉地方卸売市場業務規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この業務規程は、卸売市場法（昭和 4 6 年法律第 3 5 号。以下「法」という。）に基づき、公益財団法人奈良県食肉公社（以下「公社」という。）が開設する奈良県食肉地方卸売市場（以下「市場」という。）の業務の運営、施設の管理その他必要な事項を定めるものとする。

(業務の運営の原則)

第 1 条の 2 公社の役職員は、市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取り扱いをしてはならない。

(市場の名称・位置及び面積)

第 2 条 市場の名称・位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	奈良県食肉地方卸売市場
位置	大和郡山市丹後庄町 4 7 5 - 1
面積	2 9 , 3 7 1 . 9 6 m ²

(取扱品目)

第 3 条 市場の取扱品目は次のとおりとする。

肉類（鳥肉を除く。）及びその加工品

(開場の期日)

第 4 条 市場は、次に掲げる休業日を除き、毎日開場するものとする。

(1) 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日

(2) 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日並びに 1 月 2 日及び同月 3 日までの日

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めるときは、休業日に開場し、又は休業日以外の日に開場しないことができる。

(開場の時間)

第 5 条 開場の時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までとする。ただ

し、理事長が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- 2 卸売業者（理事長の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の時間の範囲内で理事長が定める。

（市場関係者への周知）

第6条 第4条第2項又は前条第1項の規定により開場の期日又は時間を変更しようとするときは、あらかじめ関係者に周知するものとする。

第2章 市場関係事業者

（卸売業者の数）

第7条 卸売業者の数は1とする。

（せり人）

第8条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、卸売業務に必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

（買受人の承認）

第9条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、理事長の定める承認申請書により理事長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により承認の申請をした者（法人にあっては、その業務を執行する役員）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

- （1）破産者で復権を得ないものであるとき。
- （2）中央卸売市場の売買参加者又は地方卸売市場の買受人の承認の取り消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- （3）卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- （4）暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき

（名称変更等の届出）

第10条 買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

- （1）氏名（法人にあっては、代表者）若しくは名称又は住所を変更したとき。

- (2) 商号を変更したとき。
 - (3) 卸売業者から卸売を受けることを休止又は再開したとき。
 - (4) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。
 - (5) 常時売買に参加する者を変更したとき。
 - (6) 前条第2項の第1号から第4号のいずれかに該当することとなったとき。
- 2 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し)

- 第11条 理事長は、買受人が第9条第2項第1号又は第4号に該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。
- 2 理事長は、買受人が売買取引に関して不当な行為があると認めるときは、第9条第1項の承認を取り消すことができる。

(買受人証)

- 第12条 理事長は、第9条第1項の規定により買受人の承認をしたときは、買受人証を交付するものとする。
- 2 買受人は市場内において前項の買受人証を常に携帯しなければならない。
- 3 前条の規定により承認を取り消された買受人は、第1項の買受人証を速やかに理事長に返還しなければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

- 第13条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

- 第14条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売り若しくは入札の方法又は相対取引の方法によるものとする。
- 但し、せり売若しくは入札の方法については、市場の役割である価格形成機能、分配機能を担う重要な取引方法であるため、なくなることはないよう配慮するものとする。
- 2 理事長は、前項の売買取引の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

(売買取引の単位)

第15条 売買取引の単位は、重量による。

(条件付受託物品の販売)

第16条 卸売業者は、受託物品に指値（当該委託者の希望価格の消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含まない金額をいう。以下同じ。）その他の条件があるときは、卸売のための販売開始時刻前に当該条件を表示しなければならない。

2 卸売業者は、前項の表示をしないで販売したときは、指値その他の条件をもって買受人に対抗することができない。

(差別的取扱いの禁止等)

第17条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、第3条の取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが受託契約約款によらないことその他の正当な理由がある場合でなければ、その引き受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第18条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 市場における入荷量が著しく多く、残品を生ずるおそれがある場合
- (2) 市場の買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合

(委託手数料以外の報償の収受の禁止)

第19条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受について、その委託者から第30条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(売買取引条件の公表)

第20条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 第3条の取扱品目の引渡しの方法

- (4) 委託手数料その他の第3条の取扱品目の卸売に 関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 第3条の取扱品目の卸売に係る販売代金の支払 期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(受託契約約款)

第21条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受について受託契約約款を定めたときは、遅滞なく、理事長に届け出るとともに関係者に周知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(受託物品の受領通知及び検収)

第22条 卸売業者は、委託物品の受領に当たっては検収を確実に行之、委託物品の品目、数量、等級、品質等について異常を認めたときは、速やかに委託者に通知しなければならない。ただし、委託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていて、その了承を得られたときは、この限りでない。

(卸売物品の買受人の明示及び引き取り)

第23条 卸売業者は、その卸売をした物品を買い受けた買受人が明らかとなるように、措置しなければならない。

2 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、買受人が前項の引き取りを怠ったと認められるときは、当該買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。）が同項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該買受人に請求することができる。

(せり人の禁止行為)

第24条 せり人は、市場における売買取引について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) せり売に関して委託者若しくは買受人と気脈を通じて不当な処置をし、又はこれらの者をして談合その他の不正な行為をさせること。
- (2) その職務に関して委託者又は買受人から金品その他の利益を収受すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか市場においてせり人として職務に公正を欠く行

為をすること。

(売買取引の制限)

第25条 理事長は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることがある。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な価格が形成されていると認めるとき又は形成されるおそれがあると認めるとき。

2 理事長は、卸売業者又は買受人が次の各号のいずれかに該当するときはその者に対し市場での売買を差し止めることができる。

- (1) 売買取引について不正又は不当な行為があると認めたとき。
- (2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第26条 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

2 理事長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

第27条 卸売業者は、毎開場日、当日卸売する物品について、主要な品目の数量を理事長に報告しなければならない。

- 2 卸売業者は、毎開場日、当日卸売をした主要な品目の数量及び卸売価格を理事長に報告しなければならない。
- 3 卸売業者は、前2項の報告を行ったときは速やかにその内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- 4 卸売業者は、毎月、前月中に卸売をした物品について、品目別の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。）を理事長に報告しなければならない。
- 5 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第20条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(卸売予定数量等の公表)

第28条 理事長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、当日卸売される物品について、主要な品目の数量並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

2 理事長は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、当日に卸売された物品について、主要な品目の数量及び卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(仕切及び送金)

第29条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第33条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する金額）、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切金を口座振込その他委託者が指定する方法により送金しなければならない。

(委託手数料)

第30条 卸売業者が、卸売のため販売の委託の引き受けについてその委託者から収受する委託手数料は、せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に100分の3.5を乗じて得た金額に当該額に係る消費税額及び地方消費税額に相当する金額を上乗せした金額とする。

(出荷奨励金の交付)

第31条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対し出荷奨励金を交付したときは、理事長に届け出なければならない。

(売買代金の支払い義務)

第32条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引き渡しを受けると同時に

買受代金を支払わなければならない。ただし、卸売業者が、あらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の支払猶予の特約は、その他の買受人に対して不当に差別的な取り扱いとなるものであってはならない。

3 買受人は、第1項の買受代金を口座振替その他卸売業者が指定した方法で支払わなければならない。

(決済の方法及び公表)

第32条の2 市場における売買取引の決済は、第29条及び第32条に定めるもののほか、取引参加者間で決定した決済の方法により行わなければならない。

2 理事長は、前項の決済の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第33条 卸売業者は、正当な理由がなければ、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。

(完納奨励金の交付)

第34条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対し完納奨励金を交付したときは、理事長に届け出なければならない。

(格付機関の格付け)

第35条 卸売業者は、牛及び豚の枝肉については、理事長の指定する格付員の格付けを受けたものでなければ卸売をしてはならない。

第4章 市場施設の使用

(市場施設の使用)

第36条 市場施設を使用する者は、別紙第1号様式により理事長の許可を受けなければならない。この場合において、使用する施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、第2号様式により理事長が定めて許可する。

(用途変更・転貸等の禁止)

第37条 前条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該市場施設を所定の用途以外の用途に使用し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。

(原状変更の禁止)

第38条 使用者は、理事長の承認を受けないで当該市場施設に建築、造作、模様替えその他原状を変更する行為をしてはならない。

2 使用者が前項の承認を受けて当該市場施設の原状を変更したときは、当該市場施設の返還の際に、理事長は、使用者に対し、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(善良な管理者の注意及び補修命令)

第39条 使用者は、善良な管理者の注意をもって、市場施設を使用しなければならない。

2 理事長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又はき損した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(環境の保持等)

第40条 使用者は、市場施設の清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、市場施設の清潔な環境を保持するために必要な措置を命ずることができる。

(許可の取り消しその他の規制)

第41条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、使用者に対し、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 災害の予防、公害の防止、衛生の確保その他市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるとき。

(2) 使用者が、この業務規程又はこれに基づく理事長の指示若しくは処分に違反したとき。

(3) その他市場の管理上、理事長が必要と認めるとき。

(市場施設の返還)

第42条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務の許可の取り消しその他の理由により、使用者の市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人又は本人は、理事長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、理事長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(使用料等)

第43条 使用者は、別表に掲げる使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、これを返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 理事長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

4 使用者が市場において使用する電気、ガス、上下水道、電話等の費用で理事長の指定するものは、使用者の負担とする。

5 この業務規程に定めるもののほか、使用料及び前項の費用の負担に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（保証金）

第44条 使用者は、第36条の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しなければならない。

2 前項の保証金の額は、前条第1項の規定により納付すべき使用料の月額が3月分に相当する額とする。

3 理事長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の保証金を減免することができる。

（保証金の充当）

第45条 理事長は、使用者が使用料その他市場に関して納付すべき金額の納付又は支払を怠ったときは、前条第1項の保証金をこれに充てることができる。

第5章 雑 則

（事業報告書の作成及び閲覧）

第46条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。）別記様式第2号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に理事長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法により閲覧させなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認めら得る者から閲覧の申出がなされた場合

- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合

(報告等)

第47条 理事長は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し、報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 理事長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対して、その業務若しくは会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。

(無許可営業の禁止)

第48条 卸売業者が許可を受けた業務を行う場合及び理事長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、何人も市場内においては物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

- 2 理事長は、前項の規定に違反した者に対し、市場外に退去を命ずることができる。

(市場の出入り等に対する指示)

第49条 市場への出入り、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内の運搬については、理事長の指示に従わなければならない。

- 2 理事長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内の運搬を禁止することができる。

(秩序の保持)

第50条 取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の業務又は市場内における他人の業務を妨害し、その他市場の秩序を乱す行為をしてはならない。

- 2 理事長は、市場の秩序の保持を図るため必要があると認めるときは、取引参加者及び市場へ入場する者に対し、取引の停止又は入場の禁止その他適切な措置をとることができる。

(要領への委任)

第51条 この業務規程の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

別表（第 43 条関係）

種 類	使 用 料
卸売業者市場使用料	せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格の2 ／1000に相当する額に当該額に係る消費税額及 び地方消費税額に相当する金額を上乗せした金 額及び卸売場面積 1 平方メートルにつき
事務室使用料	月額 220 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
冷蔵庫使用料	1 平方メートルにつき 月額 1,100 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
	1 平方メートルにつき 月額 2,750 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)